

理事会だより

京王富士スバル高原別荘地
第二次管理組合
理事長 阿部 洋己

組合員の皆様

第112回定例理事会を平成19年12月6日に開催しましたので、審議内容の概要について下記の通りご報告いたします。

皆様方には別荘地の運営状況を少しでもよくお知りいただき、建設的なご意見をお寄せいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

概要

1. 平成19年度中間決算（9月末日現在）状況について

一般会計については、収支とも概ね順調に推移しており、基金会計については、この半期の収入として、積立基金の約300万円（5件分）と東京都公債の利息分112万円をそれぞれ計上しました。

なお、積立基金総額の約4億円については、現在、2億円を東京都公債で運用中ですが、残り2億円のうち、1億5千万円（5千万円は現状維持）を新たに運用に回す方針が決定され、今後、具体的な運用商品の検討に入ることとなりました。

2. 道路維持管理費負担問題について

（1）道路関係の陳情は採択される

平成18年11月16日付で、ゴミ対策とともに鳴沢村へ陳情してまいりました村道（幹線）の維持・整備に関して、本年2月28日付で回答書【別紙①参照】が出されていましたが、この度、村と富士観光開発㈱との間で協議が整い、平成19年11月15日付で協定書【別紙②参照】の調印が行われました。

合意内容は陳情書回答と同一であり、村の基本スタンスでは、村道の維持管理は従来通り開発元会社である富士観が行うことが取り決められております。

（2）富士観光開発㈱からの分担金要請について

富士観より平成18年2月以来要請のある、村道の補修費と除雪費の分担金の問題については、理事会において、同社より提供のあった工事内容のデータを基に再討議しましたが、今回のデータでは、工法・工費等に関する内容が十分であるとの結論には至りませんでした。

（3）今後の対応について

現在、双方で協議中の事項については、理事会内にゴミ対策と同様、「道路対策委員会」を設置のうえ、京王一次とも連携を取り合いながら当委員会で検討することといたしました。

3. ゴミ問題の推進と取り組みについて

（1）連絡協議会の発足

京王二次現地事務所に於いて、9月25日に関係4団体の担当者8名が出席して、初めてのゴミ対策連絡協議会が開催されました。

議事の概要は以下のとおりですが、今回は消極的だった富士観光開発㈱に呼びかけてオブザーバーでの参加がありました。【別紙③参照】

- ① これまでの各地域の特性・現状認識について過去2回アンケートを実施してきましたが、各地域との意見交

換を行い、一定の方向性を追求しました。

- ② その結果、村への要望は原則的に「収集制度の確立」（案）が基本にあるものの、現状の村からの収集条件では受入れ体制が整わないこと等から、もうひとつの選択肢としての「補助金制度の拡充」（案）の要求で意見集約が図られました。

(2) 富士観が正式メンバーに

10月1日付でオブザーバー参加の富士観光開発(株)が当協議会に正式加入することが決まりました。当地域最大の別荘人口(世帯件数1,340)を有することから、今後の活動に多大な影響があるものと期待するところです。【別紙④参照】

(3) 村議会の審議状況

本年2月の鳴沢村からの陳情回答によれば、9月議会で本問題の政策立案者の企画課から議員全員に対して「要綱案」の内容説明が行われる予定でしたが、議案審議の時間切れで先送りとなりました。

上記延期に伴い、代替案として10月24日に議員全員に対し、ゴミ処理費用の説明が行われました。【別紙⑤参照】

- ② この結果、12月議会において正式了承を取り付けた後に来年早々に「補助金要綱」案を作成し、3月議会で予算案上程のスケジュールとなりました。

(4) 村長宛て「申し入れ書」を提出

11月26日付で、先の推進協議会での合意結果<上記(1) - ②>を踏まえ、関連5団体の連名による統一要望事項として「補助金制度の拡充」を基本とすることを正式伝達するため文書で申し入れしました。【別紙⑥参照】

4. 別荘のホームページについて

アドレスはつぎのとおりです。

<http://www2.ocn.ne.jp/~keio2ji/>

~はキーボードの右上のひらがなの“へ”のキーをシフトキーと同時に押すと入力できます。コンテンツはさらに充実させてゆきたいと思しますので皆様のご意見ご要望を是非お寄せください。投稿も歓迎いたします。

ホームページについてのお問い合わせ、ご意見は、【keio2ji@ray.ocn.ne.jp】までお寄せください。

5. 管理費の滞納について

11月末日現在の土地・建物管理費及び土地管理費の滞納額は以下のとおりです。

当該管理費は皆様の共有財産である別荘地の資産価値を維持してゆくうえで必要不可欠なものであり、管理規約第21条第二項に基づき、所有者にその支払義務が定められています。(土地管理費は総会決議を経て平成17年新設)

お支払いのお済でない方は、早急に手続きのうえ、必ず入金するようお願いいたします。

	平成19年度分		平成18年度以前分		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
土地・建物管理費	711,000	14	583,027	(4)	1,294,027	14
土地管理費	1,080,000	60	1,404,000	(45)	2,484,000	60
	1,791,000	74	1,987,027	(49)	3,778,027	74

・管理費のお支払いに際しては、便利な口座振替をご利用ください。(銀行振込の場合、振込手数料がご本人負担となります)

・詳細については管理会社までお問い合わせください。

〔管理会社：東急コミュニティー 担当/甘利 TEL03-5717-1516〕

Web版の理事会便りでは容量の関係で別紙資料の添付はしてありません。